

2026 年10月22日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ  
(コード:6574 東証グロース)  
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢  
問合せ先 執行役員 藤田 真也  
(TEL:03(3770)1190(代表))

## 連結子会社であるアクセルマーク株式会社との コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 22 日付で、当社の連結子会社であるアクセルマーク株式会社(東証グロース:3624。以下「アクセルマーク社」といいます。)との間で、当社が 2026 年5月 29 日付「アクセルマーク株式会社(証券コード 3624)の株式の取得(連結子会社化)並びにコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結に関するお知らせ」(以下「当初開示」といいます。))において公表した、同日付で締結したコミットメント型タームローン・ファシリティ契約(融資極度額 30 億円。以下「本ファシリティ契約」といいます。))について、アクセルマーク社との協議の結果として、同社との合意により解除する旨の合意書を締結し、同契約を解除いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本ファシリティ契約の解除(以下「本解除」といいます。))は、アクセルマーク社が、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針へと財務戦略を転換したことに伴う同社からの申入れに基づき、同社との協議を経て合意したものであり、当社の同社に対する支援方針に変更はありません。本解除により、当社が本ファシリティ契約に基づき負っていた最大 30 億円の貸付けの義務は消滅いたしました。

### 記

#### 1. 本解除の経緯及び理由

##### (1) 本ファシリティ契約の前提が失われたこと

本ファシリティ契約は、当初開示において公表いたしましたとおり、当社が、アクセルマーク社の第三者割当による新株式の発行(払込金額の総額9億円。2026 年7月2日払込完了。以下「本第三者割当増資」といいます。))を引き受けて同社を連結子会社とするに当たり、同社のヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金等を中長期的かつ安定的に確保することを目的として、本第三者割当増資と一体の資金調達枠組みとして締結したものであります。本ファシリティ契約は、アクセルマーク社が、ヘルスケア領域における事業の拡大を通じて黒字化を実現し、事業から生み出すキャッシュ・フローによって借入金の返済原資を確保し得ることを前提としておりました。なお、本ファシリティ契約に基づく貸付けは、本日に至るまで実行されておられません。

しかしながら、本第三者割当増資の払込み後、アクセルマーク社においては、同社が 2026 年9月 17 日に公表した連結子会社(アクセルメディカ株式会社)の解散及び特別清算の方針の決定、トレーディングカード相場の急落に伴うトレカ事業の赤字幅の大幅な拡大、並びにオリパの販売を巡る訴訟の提起に伴う社会的な情勢の変化(アクセルマーク社及びその子会社は、当該訴訟の当事者ではありません。))という、本ファシリティ契約の締結時点では想定されていなかった事態が相次いで発生し、同社は、当面の間、営業損失の計上が続く見込みとなりました。これにより、事業から生み出すキャッシュ・フローによって借入金の返済原資を確保するという本ファシリティ契約の前提は失われました。

## (2) アクセルマーク社からの申入れ及び当社の判断

当社は、アクセルマーク社から、本ファシリティ契約の解除に関する申入れを受けました。同社によれば、同社は、上記の事態を受けて財務戦略の大幅な転換を余儀なくされ、今後の資金調達について、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針に転換したとのことであり、同社は、その理由として、営業損失の計上が継続する見込みの下で、純資産の規模を大幅に上回る借入れを原資として大型の M&A を行うことは、のれんの減損損失を計上した場合に同社が債務超過に陥るおそれを伴い、継続企業の前提に関する注記が再び記載されるリスクを高めるものであることなどを挙げており、かかる方針の転換に伴い、本ファシリティ契約は不要となったとのことであり、詳細につきましては、アクセルマーク社が本日公表した「親会社とのコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、当該申入れを検討した結果、営業損失の計上が継続する見込みの状況においてアクセルマーク社が多額の借入れを原資として企業買収を行うことは、同社の財務健全性を損なうおそれがあり、同社の企業価値、ひいては同社の親会社である当社の企業価値の維持の観点からも望ましくないことから、同社の方針には合理性があると判断し、2026 年 10 月 22 日開催の当社取締役会において、本解除を決議いたしました。なお、アクセルマーク社の取締役を兼務する当社の取締役1名(位高力氏)は、会社法第 369 条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当することから、当該取締役会における本解除に係る審議及び決議に参加しておりません。

## (3) 当社にとっての意義:最大 30 億円の貸付義務の解消

当社は、本ファシリティ契約に基づき、アクセルマーク社から借入れの請求を受けた場合には、所定の前提条件の充足を条件として、融資極度額 30 億円の範囲内で貸付けを実行する義務を負っており、その原資として、自己資金のほか、当社が保有する自己勘定投資資産の売却代金を充てることを予定しておりました。

本解除により、当社は、当該貸付けの義務から解放され、その原資として予定していた資金を、当社の事業運営及び投資等に機動的に活用することが可能となりました。また、本解除により、当社が連結子会社に対して多額の与信を行う可能性が解消されることから、本解除は、当社の財務規律の観点からも合理的なものであると考えております。なお、本解除に伴い当社とアクセルマーク社との間で違約金その他の金銭の授受はなく、当社が本解除の対価として同社から金銭その他の経済的利益を受けるものではありません。

## 2. アクセルマーク社の現況及び当社の方針

アクセルマーク社は、前記1. (1)に記載の事態により、当面の間、営業損失の計上が継続する見込みとなっており、既存事業の再構築に経営資源を集中する方針であります。同社のヘルスケア領域における成長戦略についても、同社が本日公表しているとおり、当面の間は本第三者割当増資により調達した資金の範囲内において M&A を検討し、当該範囲を超える大型の M&A については、これを実行し得る状況となった段階でエクイティ・ファイナンス等による資金調達を検討する方針に改められております。

当社は、親会社として、アクセルマーク社が財務の健全性を維持しつつ事業の再構築を進めることが、同社の企業価値、ひいては当社の企業価値の維持及び向上に資するものと考えております。当社は、本解除後も、同社が返済を要しないエクイティによる資金調達を中心として事業の継続及び成長に必要な資金を機動的に確保することを支持し、必要な支援を行う方針であります。

## 3. 今後の見通し

本ファシリティ契約に基づく貸付けは実行されておらず、本解除に伴う違約金その他の金銭の授受もないことから、本解除自体が当社の 2027 年3月期の連結業績に与える影響はありません。なお、アクセルマーク社は、本日公表の「親会社とのコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ」において、同社の 2026 年9月期の決算において継続企業の前提に関する注記を再び記載する可能性がある旨を公表しております。当社は、同社を連結子会社としておりますことから、同社の事業及び財務の状況が当社の連結業績に与える影響について、引き続き注視してまいります。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上